

第7期  
春日部市高齢者保健福祉計画  
及び介護保険事業計画  
【概要版】



2018年(平成30年)3月  
春日部市



## ごあいさつ

春日部市では、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の実現に向け、これまで様々な高齢者施策に取り組み、着実に成果を上げてまいりました。

しかしながら近年、我が国では、65歳以上の高齢者人口が増加を続けており、世界でも類を見ない超高齢社会を迎えることが確実となっています。

本市においても、高齢者人口の増加及び高齢化率の上昇が続いており、国勢調査による全国平均を上回る状況にあります。また、団塊の世代が高齢期を迎えていることから、今後の後期高齢者の急増やそれに伴う要介護認定者の増加も予測されます。

このような中、2018年度（平成30年度）から今後3年間の本市の高齢者の保健福祉・介護保険に関する施策を総合的に推進し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るため、このたび、「第7期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しました。

第7期計画では、第6期計画の取り組みを継承しつつ、地域包括ケアシステムの体制整備、健康維持・介護予防、生きがいづくりと社会参加、在宅生活を支える地域支援、地域の支えあいや見守り、介護サービスの充実等の施策を展開してまいります。

本年は、本市の今後10年間にわたる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる第2次春日部市総合振興計画がスタートする年でもあります。

だれもが「住んでみたい、住み続けたい」と思う、だれからも「選ばれるまち」となるため、「高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる」政策を推進し、今後も高齢者の方々が生涯現役で充実した生活ができるよう高齢者福祉の増進に取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査や市民意見提出手続におきまして貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、慎重なご審議をいただきました「春日部市高齢者保健福祉計画等推進審議会」の委員の皆様から心から感謝申し上げます。

2018年（平成30年）3月



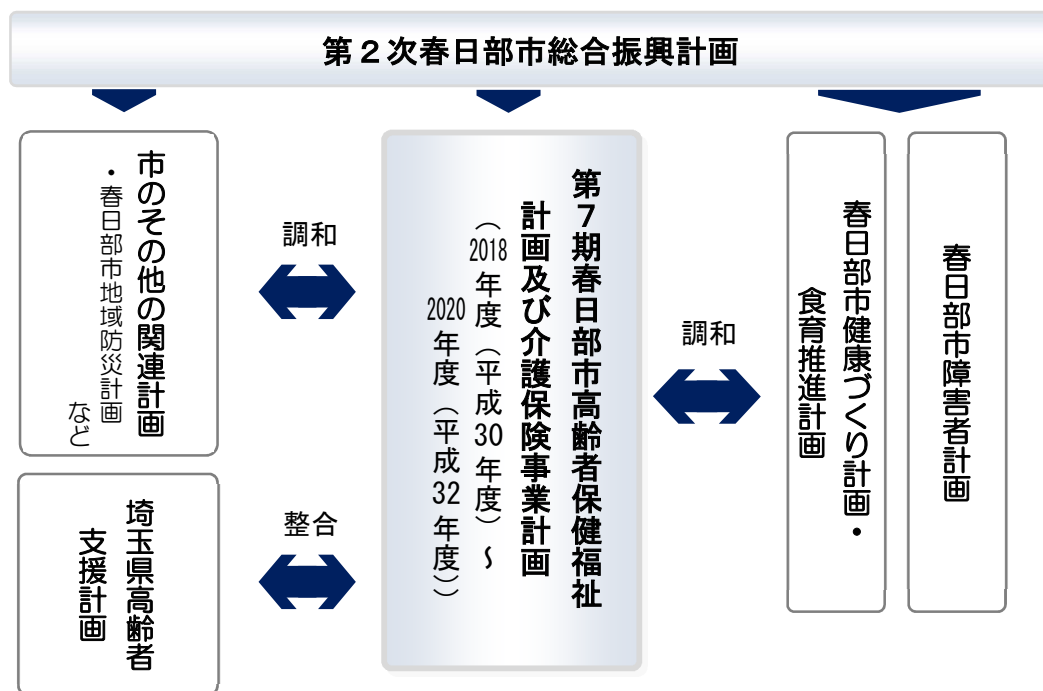
春日部市長 石川良三

## 計画の位置づけ、性格

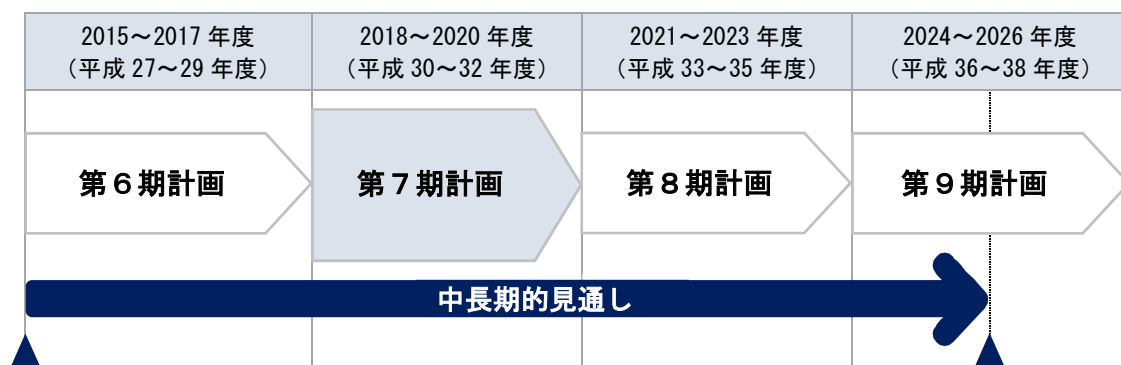
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

この二つの法律により、両計画の一体的な作成が規定されていることから、本市においては高齢者全体の保健・福祉・医療の施策全般を一体的に策定するものとして「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」として策定しました。

この計画は、国、県等の関連計画と整合を図るとともに、本市の上位計画である「第2次春日部市総合振興計画」との整合性を図り、市の他の福祉関連計画等と調和、整合が保たれた計画とします。



## 計画の期間

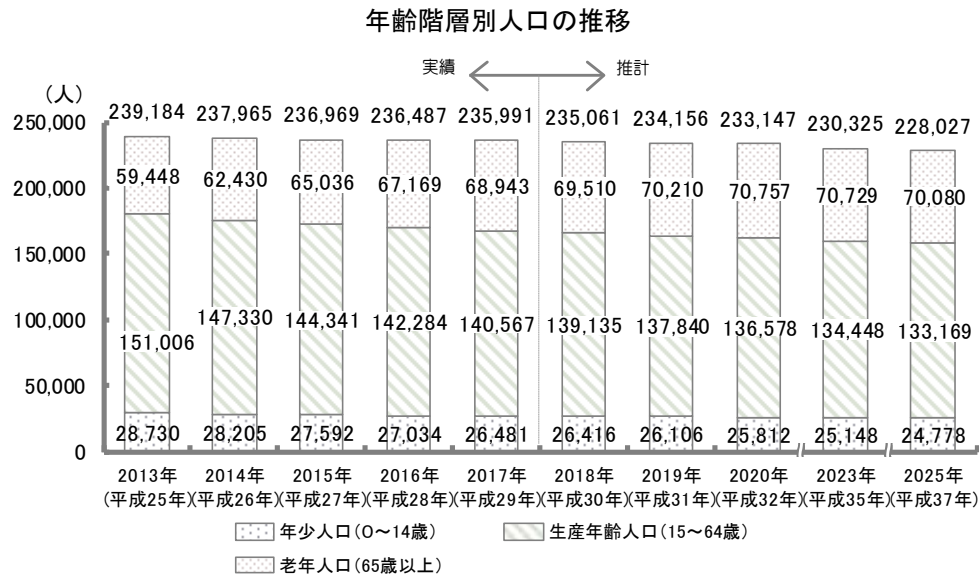


2015年  
団塊の世代が65歳に

2025年  
団塊の世代が75歳に

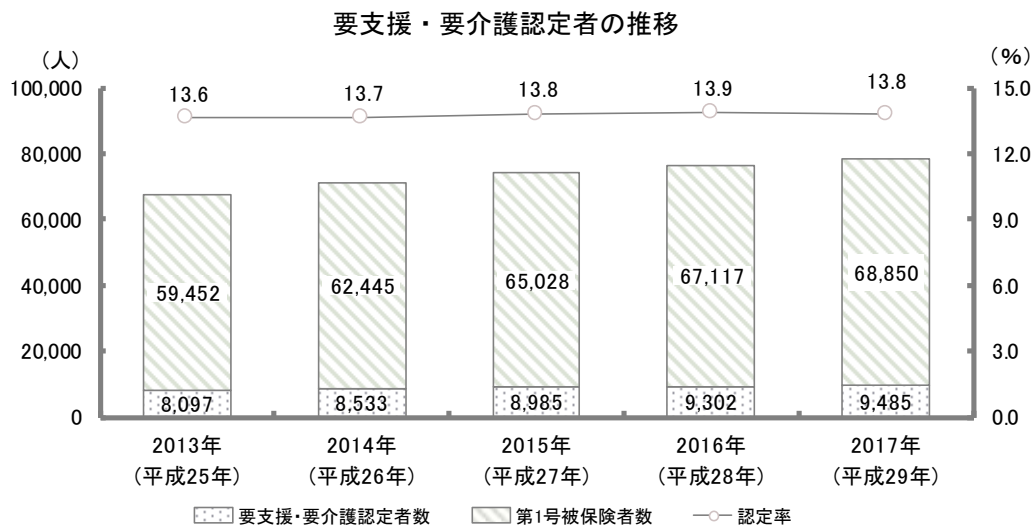
## 人口の推移、要支援・要介護認定者の増加

年齢階層別人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）は増加し2017年（平成29年）では68,943人となっています。老年人口（65歳以上）は、2020年（平成32年）までは増加すると予測され、以降は老年人口（65歳以上）も減少していくと予測されます。



資料：2013年（平成25年）から2017年（平成29年）は住民基本台帳人口（各年10月1日現在）、2018年（平成30年）以降は第2次春日部市総合振興計画

要支援・要介護認定者の推移をみると、要支援・要介護認定者数、第1号被保険者数ともに増加しており、2017年（平成29年）では、要支援・要介護認定者数は9,485人、第1号被保険者数は68,850人となっています。また、認定率は微増傾向で推移しており2017年（平成29年）では13.8%となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

## 基本理念と施策展開

本計画は、第2次春日部市総合振興計画を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、その実現を目指した施策展開を行います。

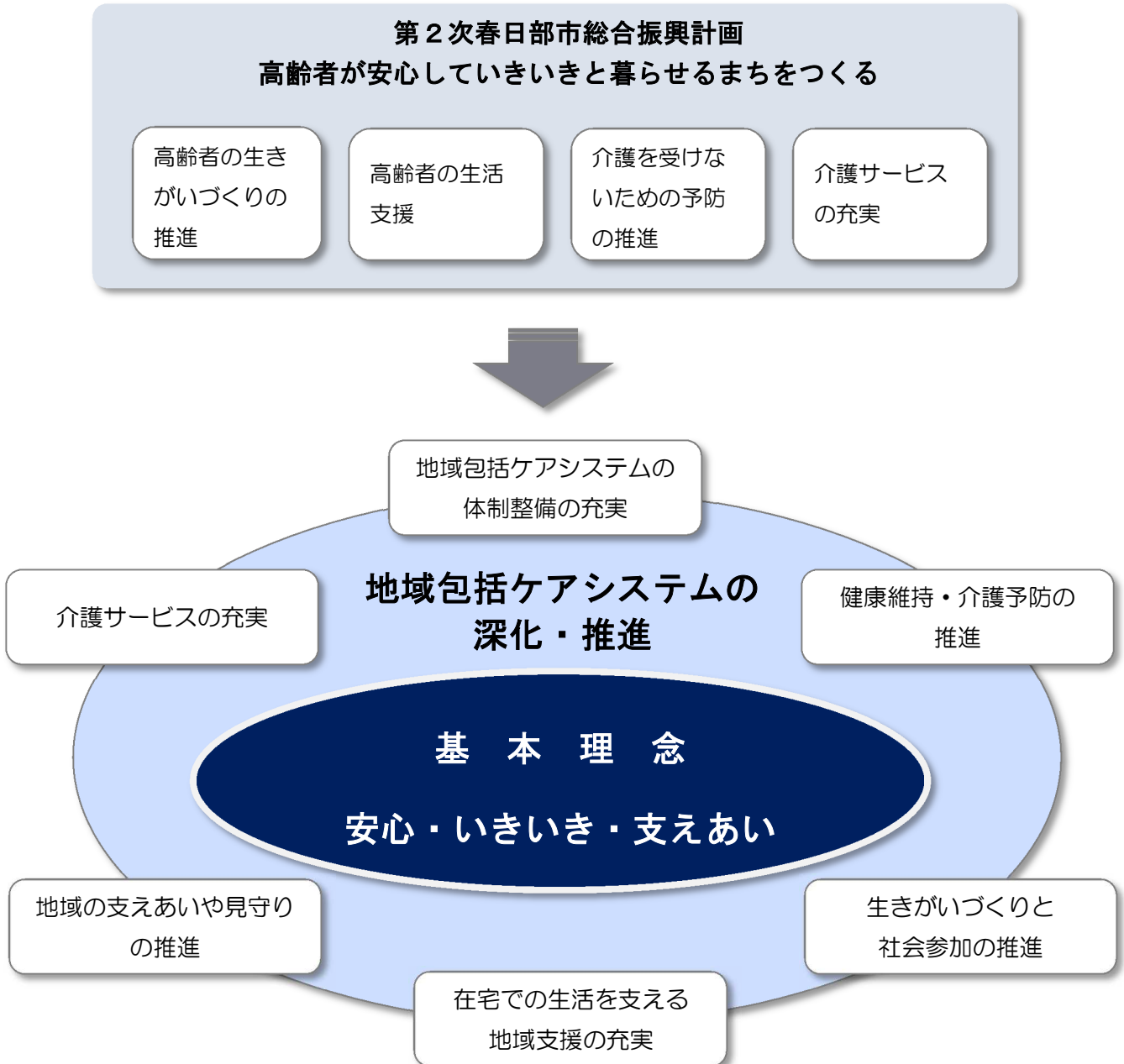
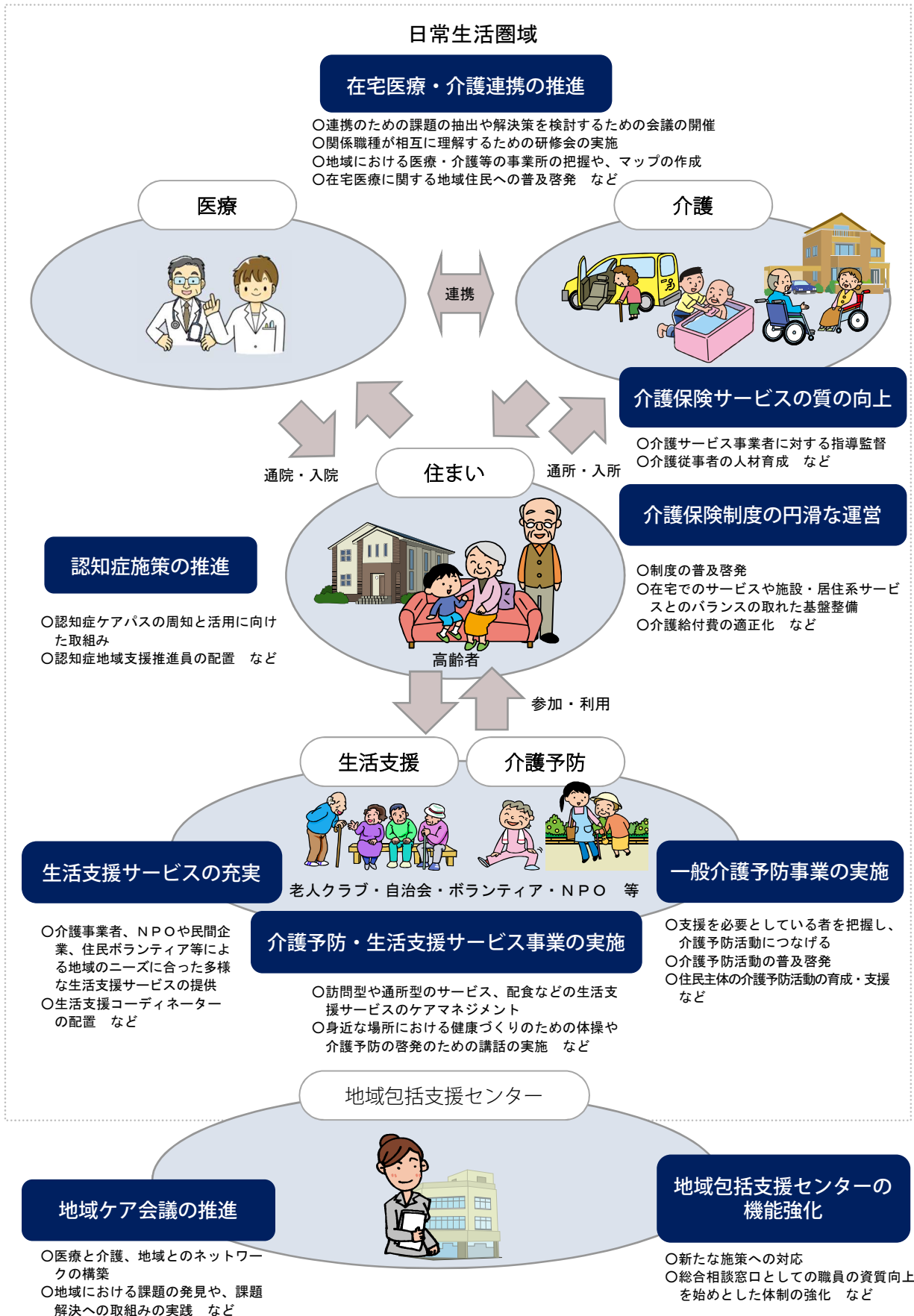


図 地域包括ケアシステム施策のイメージ



# 施策の体系

〔第2次春日部市総合振興計画〕

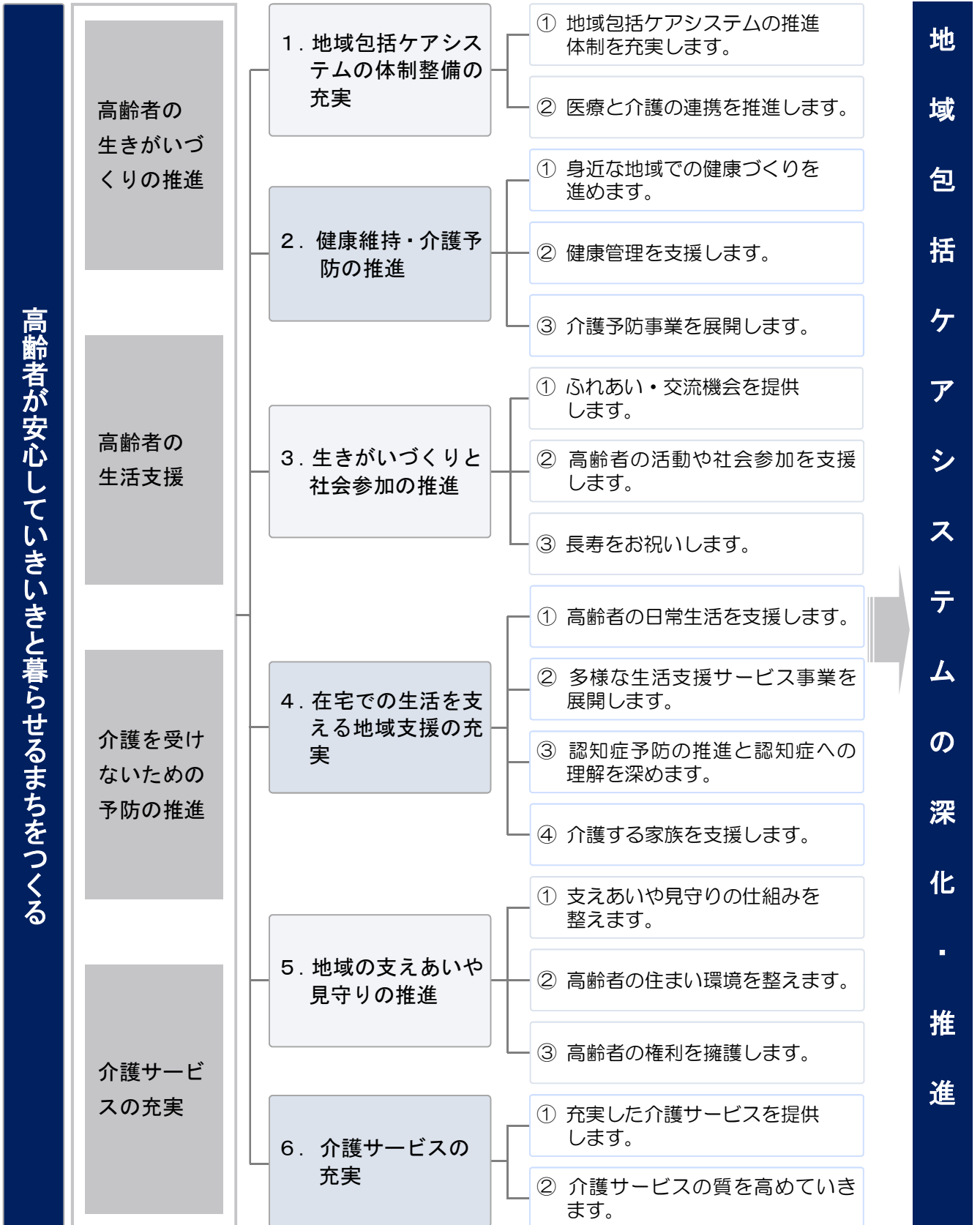
〔第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画〕

【政策】

【施策】

【施策展開】

【方向性】





## 施策の展開

### 施策展開 1 地域包括ケアシステムの体制整備の充実

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの推進体制を充実します。

また、医療や介護が必要な高齢者ができる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、関係機関等と連携し、多職種協働による在宅医療・介護の一体的な提供を推進します。

#### ① 地域包括ケアシステムの推進体制を充実します。

事業	内容
地域包括支援センターの運営	保健師(看護師)、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり、高齢者本人や家族に対する総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などを実施するにあたり、高齢者の人口規模に応じた人員体制を確保するなど地域包括支援センターの機能強化を図ります。
地域ケア会議の推進	保健医療及び福祉の有識者などにより構成される地域ケア会議を開催し、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見を通じて、包括的・継続的ケアマネジメント業務を効果的に進めます。

#### ② 医療と介護の連携を推進します。

事業	内容
在宅医療・介護連携の推進	医療機関、介護サービス事業所などの資源を把握し、広く公開します。 市内の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センター及び市で組織する多職種連携による協議会を開催します。 訪問診療と介護サービスが一体的に提供できるような体制構築を進めます。 医療・介護関係者の情報共有を図るために連携パスを作成、活用します。 春日部市地域包括ケアシステム推進センターを設置し、医療・介護の専門職に対する相談支援を行います。 医療・介護の専門職を対象とした研修会を開催します。 在宅医療に関する取り組みや健康講座など市民向けの講座を開催します。 二次医療圏において在宅医療・介護連携に関する連携を進めます。



## 施策展開 2 健康維持・介護予防の推進

いきいきと人生を送ることができるように、健康づくりと、介護予防を推進し、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者が元気で暮らせるように支援していきます。

### ① 身近な地域での健康づくりを進めます。

事業	内容
健康づくり活動の推進	<p>体力測定会、健康づくり研修会、リーダー養成研修会など身近な施設で気軽に参加できるさまざまな行事を開催し、高齢者の心身の健康増進や生きがいづくり、さらには介護予防を進めます。</p> <p>指導員による筋力トレーニングなど体操指導により、体力の低下を予防します。</p> <p>介護予防に取り組むリーダーを養成し、地域における自主的な介護予防に資する活動を育成、支援します。</p>
元気アップ教室の開催	<p>生活習慣病予防・介護予防のための運動指導等を参加しやすいよう身近な施設で行います。</p>

### ② 健康管理を支援します。

事業	内容
健康手帳の交付	<p>生活習慣病予防などの健康管理に活かすため、健（検）診結果や健康教育、健康相談などの記録を行うための健康手帳を交付します。</p>
健康教育・健康相談の実施	<p>生活習慣病の予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図ることを目的に健康教育を実施します。</p> <p>市民一人ひとりが自己の健康管理に努めることができるよう、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。</p>
予防接種の実施	<p>高齢者インフルエンザや高齢者用肺炎球菌予防接種を実施し、疾病の発生やまん延、重症化予防を図ります。</p>
各種検診等の実施	<p>疾病の早期発見・早期治療へ結びつけることを目的に、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診を実施します。</p>
特定健康診査・特定保健指導の実施	<p>生活習慣病の予防を図ることを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施します。</p> <p>また、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある人に対して、生活習慣を見直すサポートを行う特定保健指導を実施します。</p>

### ③ 介護予防事業を展開します。

事業	内容
介護予防把握事業	地域の関係者等から収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を要する人を把握し、介護予防につなげます。
介護予防普及啓発事業	春日部そらまめ体操の普及とボランティア指導者養成講座の実施、有識者による講演会等の開催など、一般高齢者に対する介護予防事業を行います。
住民主体型介護予防事業	おもりを活用した春日部えんJOYトレーニングの普及と地域住民の自主的な活動を支援します。
介護支援ボランティアポイント事業	高齢者が介護保険施設等でのボランティア活動を通じて、社会参加や地域貢献を行うことで健康増進や介護予防につながるよう支援します。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業の達成状況等を検証し、事業評価を行います。

## 施策展開3 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域活動の充実により生きがいづくりを推進するとともに、社会の担い手として活躍できるよう支援していきます。

また、高齢者の貴重な経験や知識・技術を活かし、生きがいと自信を持って活躍できるよう社会参加を促進します。

### ① ふれあい・交流機会を提供します。

事業	内容
高齢者福祉センター・高齢者憩いの家・憩いの家の運営	高齢者福祉センター（幸楽荘・寿楽荘）、高齢者憩いの家（大枝、庄和）及び憩いの家（薬師沼、大池）を運営し、高齢者の憩いと安らぎの場として、また、高齢者の自主的な活動や健康づくりの場を提供します。 更なる施設利用の促進を図り、高齢者福祉の増進に資する多様な利活用をします。
ふれあいと交流の活動支援	三世代交流事業を支援し、地域での世代間交流の機会を増やします。
ふれあい活動の支援	ふれあい会食会の開催により、高齢者の社会参加のきっかけづくりと、参加者相互で親睦を深める機会を提供します。 住民が自主的に活動できる場（ふれあい・いきいきサロン）の開催を支援します。

② 高齢者の活動や社会参加を支援します。

事業	内容
ふれあい大学・大学院の運営	<p>ふれあい大学・大学院運営事業を実施し、高齢者に学習の機会を提供します。</p> <p>心身の健康を培うとともに、社会参加による生きがいを高める機会を提供します。</p> <p>自身で企画実施する内容（公開講座、小学校との連携講座、学習成果発表会など）を盛り込み、大学卒業後も自主的な活動の一助となるような機会を継続的に提供します。</p> <p>県のいきがい大学と連携し、多くの高齢者が学び、ふれあい、活躍できるよう充実を図ります。</p>
各種講座・学習会の開催	<p>参加者のニーズが高い日常生活等に関する講演会を開催し、高齢者に多様な学習機会を提供します。</p>
市民参加の機会の提供	<p>「高齢者保健福祉計画等推進審議会」において市民から公募による委員の募集を行うなど、市民が市政に積極的に参画できる機会を提供します。</p>
いきいきクラブ・いきいきクラブ連合会の活動支援	<p>いきいきクラブは、ボランティア活動、生きがいを高める活動、健康づくりに係る活動などの事業を行っています。高齢者が気軽に参加でき、活動内容の充実したクラブに発展させるため、各いきいきクラブの自主活動やいきいきクラブ連合会を支援するとともに、身近な地域での介護予防活動の促進を図ります。</p>
ボランティア活動の支援	<p>誰もが住みやすいまちを目指し、一人ひとりが生きがい、やりがいを持ってボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会、市民活動センターにおいて、ボランティア団体等の情報を提供し、きっかけづくりや活動の支援に取り組んでいきます。</p>
シルバー人材センターの活動支援	<p>シルバー人材センターは、生きがいを求めて、また仕事を通じて社会参加をしようとする高齢者に対し、臨時的で短期的な就業機会の提供をしています。生きがいの充実、生活の質の向上を図るため、今後もシルバー人材センターの運営を支援します。</p>
地域の福祉活動への支援	<p>地域貢献の一環として施設の一部を開放する「地域開放スペースマップ」を作成し、社会福祉法人等と連携して地域の福祉活動への参加を支援します。</p>

③ 長寿をお祝いします。

事業	内容
敬老会の開催	<p>敬老会を実施します。毎年度、開催方法や開催内容の見直しを行い対象者に喜ばれる敬老会を開催します。</p>
長寿記念事業の実施	<p>特定の年齢層の高齢者を対象に、年齢区分に応じて長寿祝金または記念品を贈呈します。</p> <p>市長による長寿者への表敬訪問を行います。</p>

## 施策展開 4 在宅での生活を支える地域支援の充実

高齢者の日常生活を支援するために、配食サービスやホームヘルプサービス、家事援助などの生活支援等、在宅生活を継続するための支援を充実します。

また、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供などを推進します。

### ① 高齢者の日常生活を支援します。

事業	内容
緊急通報システムの設置	家庭内で急病・災害等の緊急事態が起こった際、ワンタッチで受信センターにつながり、救急要請ができ、健康相談にも応じることができる装置を一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の方に貸与します。 看護師等による24時間対応の相談サービスも行います。
家具転倒防止器具設置の補助	地震による家具の転倒などから身の安全や避難路を確保するため、世帯につき家具転倒防止器具の購入費用と取付け経費の一部の補助を行います。
配食サービスの実施	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の方に、安否確認と栄養改善を目的に配食サービスを行います。
日常生活用具の給付	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の市県民税非課税世帯で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要と認められた方に、火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。

### ② 多様な生活支援サービス事業を展開します。

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。 訪問介護員等による、短時間の生活援助や住民主体の支援等の多様なサービスを提供します。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。 生活機能の向上のための機能訓練やミニデイサービス、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを実施します。
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターにおいて要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態やおかれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようにケアプランを作成します。
生活支援サービスの体制整備	元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築する一環として生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を行い、高齢者を支える地域の支えあいの体制づくりを推進します。



③ 認知症予防の推進と認知症への理解を深めます。

事業	内容
認知症地域支援・ケア向上推進事業	地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人を支える取組みやつながりを支援し、認知症の家族の負担軽減を図るため、状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れである認知症ケアパスの普及や家族、地域住民、専門職が集う認知症カフェの開催を推進します。
認知症初期集中支援推進事業	認知症が疑われる人や、認知症の人の中で医療サービスや介護サービスを受けていない人、認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している人などに、初期の支援を集中的に行い自立支援のサポートを行います。
認知症サポーター等養成事業	認知症を正しく理解していただくために認知症サポーター養成講座の開催を推進します。

④ 介護する家族を支援します。

事業	内容
家族介護用品の支給	要介護4または5に該当する在宅高齢者のいる市県民税非課税世帯の方に対して、介護用品（紙おむつ等）を支給します。
家族介護教室の開催	適切な介護知識・技術を習得することや介護者間での交流を内容とした教室を開催します。
重度要介護高齢者手当の支給	要介護4または5に該当する在宅高齢者の方に手当を支給します。
家族介護慰労金	重度の要介護者である低所得者の高齢者で、1年間介護保険サービスを利用しなかった方を介護している家族に、年間10万円を支給します。
紙おむつ配付事業	要介護4または5に該当する在宅高齢者のいる市県民税課税世帯の方に対して、安否確認と介護負担の軽減を目的に紙おむつを配付します。

## 施策展開5 地域の支えあいや見守りの推進

地域のボランティアをはじめ、住民主体サービスの担い手などの人材を発掘するとともに、介護予防サポーターや認知症サポーター等の養成・資質向上を図り、地域における支えあいや見守りの体制づくりを推進します。

また、高齢者のニーズに応じた適切な居住環境の整備を促進するとともに、安心して暮らすことができるよう、高齢者の住まいの安定的な確保を支援します。

### ① 支えあいや見守りの仕組みを整えます。

事業	内容
高齢世帯調査の実施	高齢者のみで構成される世帯及び特に見守りが必要と思われる高齢者がいる世帯を対象に世帯調査を実施します。 高齢世帯の現況及び地域の実情を把握し、さらには緊急時における対応に備えます。
見守り・声かけ活動の実施	70歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の方に対し、地域の団体とともに見守り・声かけ活動を推進し、日常的な見守りと緊急時における対応に備えます。
家事援助サービス事業の実施	高齢者世帯等の方に対し、住民参加型在宅福祉サービスとして、日常の家事を援助することにより、地域住民が互いに支えあいながら、誰もが安心して生活を営むことができる地域づくりに努めます。
高齢者安心見守り事業の実施	元気な高齢者が定期的な電話等の実施により一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の方に対して見守りを行います。 高齢者の孤独感の解消、高齢者の生きがいつくりの促進、高齢者の自らの手で地域社会、地域福祉を支えているという当事者意識を持つよう事業を実施します。
災害時要援護者への体制の整備	災害時に一人では避難が困難な人の避難を支援する仕組みとして災害時要援護者避難支援制度を導入し、自治会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員が連携して行う避難支援体制を整備します。
避難行動要支援者への支援	避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に一人でも多くの生命と身体を守る支援体制を整備します。 避難行動支援に係る地域づくりを促進します。
福祉避難所の確保	災害発生後、避難生活が長期化し、市内の指定避難所では避難生活が困難となった高齢者の方など、特に配慮を必要とする方を受け入れる二次避難所を確保します。

## ② 高齢者の住まい環境を整えます。

事業	内容
市営住宅のバリアフリー化と優遇入居の実施	誰もが住み慣れた地域や住まいで安心して暮らすことを目指し、高齢者等が安定して暮らせるよう、市営住宅のバリアフリー化を図ります。 高齢者の入居に配慮し、入居抽選にあたっては優遇措置を講じます。
サービス付き高齢者向け住宅の供給の拡大	バリアフリー構造で、安否確認や生活相談を提供する高齢者に配慮した賃貸住宅の提供を促進し、市民が高齢期に安心して住み続けることができる環境を整備します。
居宅改善整備費の補助	要介護、要支援者を除く、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方に、居宅改善整備費の補助を行います。
生活援助員の派遣	高齢者の生活に配慮した構造と設備を備えた世話付公営住宅に、生活援助員を派遣し、生活指導や相談に応じるとともに安否の確認を実施します。

## ③ 高齢者の権利を擁護します。

事業	内容
高齢者を狙った犯罪の防止	地域住民と連携した防犯活動の充実を図ります。また、周知のために、チラシの配布、講演、啓発活動を実施します。 関係機関の活動、ふれあい大学の講座、敬老会など、多くの人が集まる場にて情報提供します。
成年後見制度の支援	成年後見制度の市長申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成などを行います。
福祉サービス利用の援助と権利の擁護	物忘れなどのある高齢者や障がいのある方が、安心して生活が送れるよう定期的に訪問し、「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理」「書類等預かりサービス」等の支援を行います。
高齢者の保護	65歳以上の方で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な要介護認定外の方を保護措置します。 広域的な施設の活用を図り、養護老人ホームを提供します。
老人福祉施設の活用	多様な環境にある高齢者が養護老人ホームや軽費老人ホーム等の施設を活用しながら、自立した日常生活を送ることができるよう支援します。 広域的な施設の活用を図ります。
高齢者虐待への対応	高齢者虐待の防止や早期発見、適切な支援を行うために関係機関や民間団体と協力し、高齢者虐待を未然に防止します。 虐待を受けた高齢者や養護者に対して適切に支援を行います。 地域住民等の協力による継続的な見守り活動や関係機関・団体等との連携協力を行うネットワークの充実を図ります。

## 施策展開 6 介護サービスの充実

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供とさまざまな状況に適應できる介護サービスの充実を図ります。

### ① 充実した介護サービスを提供します。

○介護保険制度に基づく、各種サービス（p17、18 参照）

### ② 介護サービスの質を高めていきます。

事業	内容
介護相談員等派遣事業	介護保険制度を広く市民に周知し、利用者及び介護サービス事業者の相談や苦情に対応するため、介護保険相談員と地区協力員を派遣します。 定期的に自宅や介護サービス事業所を訪問し、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。
介護給付等適正化事業	委託した認定調査の内容を審査点検し、適切な要介護認定の判定が行われているか確認します。 介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から、真に必要な介護保険サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証を行い、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図ります。 サービス事業者の実地指導を行い、適切な介護保険サービスの提供と介護報酬の請求が行われているか確認します。 サービス利用者に対して、介護保険給付費の総額を通知することにより、事業者が適正な保険請求をしているかを確認するとともに、利用者自身のサービス内容についての自覚を促します。
サービス事業者への指導監督	市が指定するサービス事業者に対し、適切な介護サービスの提供と、サービスの質の向上に向け指導監督に努めます。



## 各事業の実績値と計画値

	単位	第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
<b>施策展開1 地域包括ケアシステムの体制整備の充実</b>							
①地域包括支援センターの運営							
延べ総合相談件数	件	10,168	9,884	10,200	10,300	10,400	10,500
②地域ケア会議の推進							
地域ケア会議の延べ事例件数	回	—	138	165	192	192	192
③在宅医療・介護連携の推進							
医療・介護の専門職への延べ相談支援件数	件	47	130	130	140	150	160
<b>施策展開2 健康維持・介護予防の推進</b>							
①健康づくり活動の推進							
体力測定参加延べ参加人数	人	232	234	217	235	243	250
健康づくり研修会延べ参加人数	人	924	880	797	837	877	917
リーダー養成研修会延べ参加人数	人	306	294	335	341	346	352
②元気アップ教室の開催							
延べ参加人数	人	329	525	688	711	734	757
③介護予防普及啓発事業							
延べ参加人数	人	11,906	11,188	11,500	11,600	11,700	11,800
④住民主体型介護予防事業							
実施会場数	か所	—	6	13	20	25	30
⑤介護支援ボランティアポイント事業							
実登録者数	人	508	561	610	660	710	760
<b>施策展開3 生きがいつくりと社会参加の推進</b>							
①ふれあいと交流の活動支援							
三世代交流事業延べ参加人数	人	9,112	11,231	11,000	11,200	11,400	11,600
②ふれあい活動の支援【社会福祉協議会】							
ふれあい会食会延べ参加人数	人	1,697	1,754	1,806	1,874	1,937	2,002
ふれあいいきいきサロン延べ参加人数	人	21,283	23,910	24,435	24,972	25,521	26,082
③ふれあい大学・大学院の運営							
卒業生総数	人	4,782	4,971	5,184	5,404	5,624	5,844
④いきいきクラブ・いきいきクラブ連合会の活動支援							
いきいきクラブ数	クラブ	60	58	56	57	58	59
いきいきクラブ会員数	人	2,677	2,511	2,315	2,340	2,363	2,384
<b>施策展開4 在宅での生活を支える地域支援の充実</b>							
①緊急通報システムの設置							
設置総数	台	1,497	1,599	1,679	1,759	1,839	1,919
延べ通報件数	件	273	304	300	315	330	345
②配食サービスの実施							
実利用者人数	人	442	437	457	477	497	517
延べ利用食数	食	64,385	60,983	68,200	73,920	80,600	86,520

	単位	第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
<b>③生活支援サービス事業</b>							
訪問型サービス延べ利用者数	人	—	—	2,880	6,250	6,782	7,359
通所型サービス延べ利用者数	人	—	—	4,380	9,505	10,313	11,190
介護予防ケアマネジメント延べ利用者数	人	—	—	4,590	9,961	10,808	11,727
<b>④家族介護用品の支給</b>							
実利用者数	人	169	159	160	163	166	169
延べ支給人数	人	1,247	1,173	1,200	1,236	1,272	1,308
<b>⑤認知症地域支援・ケア向上推進事業</b>							
延べ相談件数	回	1,293	1,367	1,400	1,450	1,500	1,550
<b>⑥認知症初期集中支援推進事業</b>							
実支援件数	件	2	14	10	12	14	16
<b>⑦認知症サポーター養成講座</b>							
養成講座開催回数	回	66	58	60	60	60	60
養成講座延べ参加人数	人	1,791	1,736	1,750	1,800	1,800	1,800
<b>⑧家族介護教室の開催</b>							
延べ参加人数	人	325	315	320	320	320	320
<b>施策展開5 地域の支え合いや見守りの推進</b>							
<b>①家事援助サービス事業の実施【社会福祉協議会】</b>							
実利用者数	人	56	77	54	79	80	81
延べ時間数	時間	1,829	2,465	2,496	2,529	2,562	2,595
<b>②高齢者安心見守り事業の実施</b>							
実利用者数	人	49	46	45	50	55	60
<b>③成年後見制度の支援</b>							
申立件数	件	4	1	2	2	3	4
<b>④福祉サービス利用の援助と権利の擁護【社会福祉協議会】</b>							
延べ支援件数	件	539	576	592	609	626	644
<b>⑤老人福祉施設の活用</b>							
養護老人ホーム	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
	利用者人数	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム	施設数	2	2	2	2	2	2
	定員数	100	100	100	100	100	100
	利用者人数	81	91	91	92	92	92
生活支援ハウス	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
	利用者人数	0	0	0	0	0	0
高齢者福祉センター (老人福祉センター)	施設数	2	2	2	2	2	2
在宅介護支援センター	施設数	0	0	0	0	0	0
<b>施策展開6 介護サービスの充実</b>							
<b>①介護給付等適正化事業</b>							
認定調査票の点検率	%	100	100	100	100	100	100
ケアプラン・住宅改修の点検率	%	100	100	100	100	100	100
縦覧点検・医療情報との突合率	%	50	50	50	100	100	100
介護給付費通知対象月数	月	12	12	12	12	12	12

※2017年度(平成29年度)は見込み数

## 介護保険サービスの実績値と推計値

		第 6 期実績値			第 7 期計画値			推計値
		2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28 年度)	2017 年度 (H29 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (H31 年度)	2020 年度 (H32 年度)	2025 年度 (H37 年度)
<b>(1) 居宅介護サービス</b>								
訪問介護	回数	29,591	30,432	30,289	30,298	30,371	30,565	31,000
訪問入浴介護	回数	511	522	504	496	511	516	685
訪問看護	回数	3,105	3,280	4,035	4,319	4,412	4,506	5,639
訪問リハビリテーション	回数	561	896	1,163	1,198	1,243	1,326	2,213
居宅療養管理指導	人数	798	874	960	1,111	1,145	1,182	1,575
通所介護	回数	21,951	17,571	19,304	21,244	21,363	21,524	28,060
通所リハビリテーション	回数	9,158	9,392	9,527	10,197	10,324	10,399	10,930
短期入所生活介護	日数	5,246	5,536	5,829	6,934	7,008	7,008	7,656
短期入所療養介護（老健）	日数	1,331	1,230	1,248	1,345	1,425	1,504	2,015
短期入所療養介護 （病院等）	日数	16	13	10	13	9	8	16
福祉用具貸与	人数	2,383	2,545	2,688	2,908	3,095	3,253	3,683
特定福祉用具購入費	人数	56	59	56	64	66	70	72
住宅改修費	人数	37	42	43	44	45	46	72
特定施設入居者生活介護	人数	267	298	327	377	379	381	524
<b>(2) 地域密着型サービス</b>								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	26	26	43	55	63	67	92
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	161	143	98	133	149	168	188
小規模多機能型居宅介護	人数	19	21	32	47	65	71	80
認知症対応型共同生活介護	人数	190	190	205	206	224	224	236
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1	1	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	8	13	14	15
地域密着型通所介護	回数	—	5,270	4,967	5,669	5,845	5,985	8,899
<b>(3) 施設サービス</b>								
介護老人福祉施設	人数	905	997	1,111	1,172	1,185	1,200	1,802
介護老人保健施設	人数	363	387	387	473	487	516	565
介護医療院	人数	—	—	—	0	0	36	85
介護療養型医療施設	人数	93	85	82	107	85	23	0
<b>(4) 居宅介護支援</b>								
居宅介護支援	人数	4,055	4,193	4,351	4,817	4,912	4,965	5,676

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

	第6期実績値			第7期計画値			推計値	
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)	
<b>(1) 介護予防サービス</b>								
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	2	2	2	4
介護予防訪問看護	回数	262	329	440	513	518	530	924
介護予防訪問 リハビリテーション	回数	35	48	65	91	91	91	155
介護予防居宅療養管理指導	人数	32	46	69	89	109	130	158
介護予防通所 リハビリテーション	人数	251	258	300	324	330	345	567
介護予防短期入所生活介護	日数	62	57	56	110	110	110	118
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日数	4	7	14	21	21	21	15
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日数	0	0	0	1	0	0	1
介護予防福祉用具貸与	人数	368	426	503	614	689	781	1,029
特定介護予防福祉用具購入費	人数	15	17	23	34	39	45	53
介護予防住宅改修	人数	17	18	26	33	37	40	49
介護予防特定施設入居者 生活介護	人数	36	42	49	51	60	68	89
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>								
介護予防認知症対応型通所 介護	人数	0	0	0	2	3	3	4
介護予防小規模多機能型居 宅介護	人数	0	0	0	6	6	7	12
介護予防認知症対応型共同 生活介護	人数	1	1	1	1	1	1	1
<b>(3) 介護予防支援</b>								
介護予防支援	人数	1,246	1,295	1,313	1,560	1,598	1,680	2,071

※2017年度(平成29年度)は見込み数

## 地域密着型サービス・施設サービス整備計画

			実績	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	累計
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	事業所数	3	—	1	—	4
		施設数	0	—	1	—	1
	看護小規模多機能型居宅介護	定員数	0	—	9	—	9
		施設数	14	—	1	—	15
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	定員数	243	—	18	—	261	
	施設数	14	—	—	1	15	
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	14	—	—	1	15
		定員数	1,243	9	—	100	1,352
	介護老人保健施設 (療養病床転換分含む)	施設数	6	1	1	—	8
		定員数	528	100	100	—	728
	介護医療院	施設数	0	—	—	—	0
		定員数	0	—	—	—	0
介護療養型医療施設	施設数	1	—	—	—	1	
	定員数	120	—	—	—	120	

※実績は2018年(平成30年)3月末見込み



## 介護保険事業費見込み額の推計

### 【介護保険事業費の見込み】

単位：千円

区分	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2025年度 (平成37年度)
標準給付費見込額	16,273,320	16,647,059	16,948,165	21,464,426
総給付費	15,239,283	15,562,735	15,821,044	20,167,240
居宅サービス給付額	6,925,497	7,039,272	7,146,275	8,586,969
介護予防サービス給付額	328,795	354,654	384,657	564,332
施設サービス給付額	5,577,389	5,614,854	5,678,177	7,823,593
地域密着型サービス給付額	1,528,984	1,652,314	1,690,994	2,138,020
地域密着型介護予防サービス給付額	5,457	5,662	6,290	7,508
居宅介護支援費給付額	785,633	805,703	819,141	928,278
介護予防支援費給付額	87,528	90,276	95,510	118,540
特定入所者介護サービス費等給付額	599,819	618,763	629,916	773,950
高額介護サービス費等給付額	380,019	409,421	440,102	456,365
高額医療合算介護サービス費等給付額	42,916	44,485	45,238	52,313
算定対象審査支払手数料	11,283	11,655	11,865	14,558
地域支援事業費	754,462	774,902	797,555	1,045,243
介護予防・日常生活支援総合事業費	431,714	444,561	458,674	679,678
包括的支援事業・任意事業費	322,748	330,341	338,881	365,565
介護保険事業費	17,027,782	17,421,961	17,745,720	22,509,669

## 第1号被保険者の保険料

2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間における、第1号被保険者の保険料は下表のようになります。

【所得段階別第1号被保険者介護保険料】

所得段階	対象者	負担割合	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.45	26,890円
	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	市民税非課税世帯 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.65	38,840円
第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.70	41,830円
第4段階	市民税課税世帯で本人 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	53,780円
<b>第5段階 (基準段階)</b>	市民税非課税 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	<b>基準額 ×1.00</b>	<b>59,760円 (月額4,980円)</b>
第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	71,710円
第7段階	合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.30	77,680円
第8段階	市民税 合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.50	89,640円
第9段階	本人課税 合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	101,590円
第10段階	合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.80	107,560円
第11段階	合計所得金額が600万円以上の人	基準額 ×1.90	113,540円

## 地域包括ケアシステムの強化のための制度改正のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、介護保険法等の改正が行われています。

### (1) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進

- ・ 保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組みを進めていきます。

### (2) 新たな介護保険施設の創設

- ・ 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設『介護医療院』が創設されます。  
【2018年（平成30年）4月施行】

### (3) 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

- ・ 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに『共生型サービス』が創設されます。  
【2018年（平成30年）4月施行】

### (4) 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・ 2割負担の方のうち特に所得の高い方は3割負担となります。  
(ただし、月額44,400円の負担の上限あり。)  
【2018年（平成30年）8月施行】

### (5) 介護納付金における総報酬割の導入

- ・ 第2号被保険者（40～64歳）の納める保険料は、健康保険組合などの医療保険者から負担される介護納付金として、介護保険の財源を支えています。この介護納付金の負担方法が、『加入者数に応じて負担』から『報酬額に比例した負担』に変更され、段階的に移行しています。  
【2017年（平成29年）8月分から段階的に実施】





第7期春日部市高齢者保健福祉計画  
及び介護保険事業計画 概要版

発行 2018年(平成30年)3月 春日部市  
福祉部高齢者支援課・健康保険部介護保険課  
〒344-8577 埼玉県春日部市中央六丁目2番地  
TEL (048) 736-1111(代)  
FAX (048) 736-1115  
<http://www.city.kasukabe.lg.jp/>

※この冊子はグリーン購入法に適合した用紙を使用しています。